

## 福野都市計画道路の変更（富山県決定）

都市計画道路中 3・4・4 号松原柴田屋線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の 区間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3・4・4	松原柴田屋線	南砺市柴田屋字十二町島	南砺市松原新字道教島	南砺市福野	約 <u>1,460m</u>	地表式	<u>2</u> 車線	16m	<u>幹線街路と平面交差7箇所</u>	

### 理由

福野都市計画道路について、近年の人口減少や公共投資の縮減等の社会経済情勢変化及び市街地や道路整備の状況を踏まえて、その見直しを行うものである。

また、平成 10 年の都市計画法施行令の改正に伴い、車線の数を定めることが必要となったことから、併せて車線数を決定するものである。

## 変更理由書

福野都市計画道路については、近年の人口減少、少子高齢化の進行、公共投資の縮減等、社会経済情勢の変化と共に、まちづくりの方向性や道路の必要性に変化が生じて来たため、長期未着手となっている路線を対象に「富山県都市計画道路見直しの基本的指針（平成 17 年 9 月）」に基づく評価を行い、次のとおり変更するものとする。

### 3・4・4号松原柴田屋線

#### (1)変更前路線の概要

本路線は、昭和 38 年に福野市街地の骨格をなす道路として計画決定された都市計画道路であり、南砺市柴田屋字十二町島地内を起点とし、同市松原字北ノ島地内を终点とする延長約 1,760m の幹線街路である。整備状況については、起点から松原新字上清蔵島地内（都市計画道路福野駅前線交差部）までの約 750m は整備済、都市計画道路福野駅前線交差部から終点まで約 1,010m は未整備となっている。

#### (2)変更内容

本路線のうち、松原字北ノ島地内（都市計画道路二日町苗島線交差部）から終点までの延長約 300m の区間を廃止し、終点を松原新字道教島地内から松原字北ノ島地内（都市計画道路二日町苗島線交差部）に変更し、計画延長を約 1,460m に変更する。

#### (3)変更の必要性

今回廃止を予定している当該路線二日町苗島線以北の約 300m の区間については、砺波 - 福光間の交通需要の増加を想定し、円滑な交通処理を図るために都市計画決定したものである。

しかしながら、近年の社会経済情勢の変化により、今後、交通需要の増加が見込まれず、当該区間の都市計画道路ネットワーク上の必要性が低下したことから、既存道路の整備状況を勘案し、当該区間について廃止するものである。

また、平成 10 年の都市計画法施行令の改正に伴い、車線数を定めることが必要であることから、車線数を 2 車線に決定するものである。

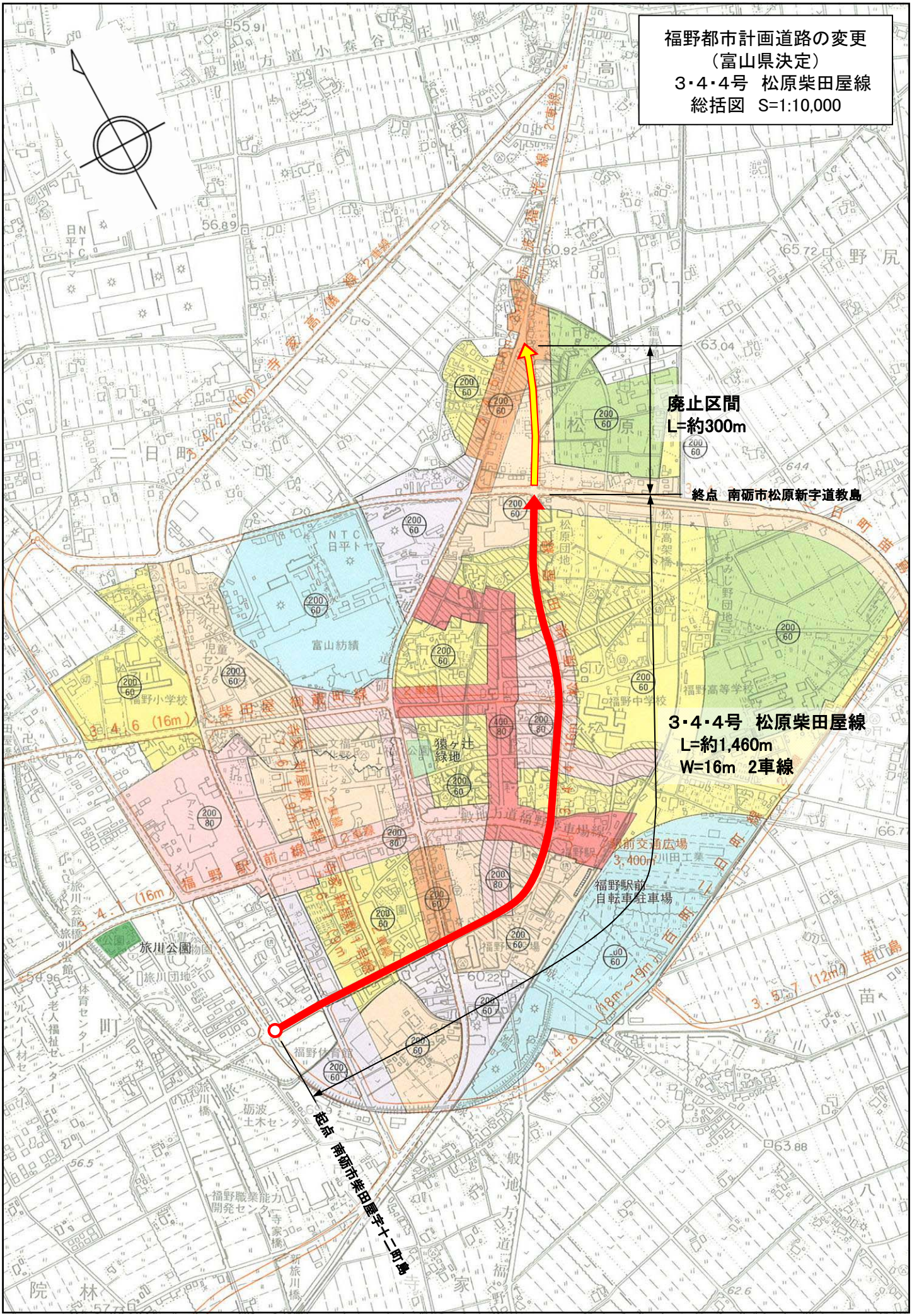
## 福野都市計画道路の変更（新旧対照表）

### 3・4・4号松原柴田屋線 県道名（一）福野城端線（一部）

		変更前	変更後
名称	番号	3・4・4	同左
	路線名	松原柴田屋線	同左
位置	起点	南砺市柴田屋字十二町島	同左
	終点	南砺市松原字北ノ島	南砺市松原新字道教島
	主な経過地	南砺市福野	同左
区域	延長	約 1,760m	約 1,460m
構造	構造形式	地表式	同左
	車線の数	未決定	2 車線
	幅員	16m	同左
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 8 箇所	幹線街路と平面交差 7 箇所



福野都市計画道路の変更  
(富山県決定)  
3・4・4号 松原柴田屋線  
総括図 S=1:10,000



廃止区間  
L=約300m

終点 南砺市松原新字道教島

3・4・4号 松原柴田屋線  
L=約1,460m  
W=16m 2車線

起点 南砺市柴田屋字十二町島